

特定非営利活動促進法等に関するQ & A

Q 1 : N P O とボランティアの違いは何ですか？

Q 2 : N P O と N G O の違いは何ですか？

Q 3 : 「不特定かつ多数のものの利益」とは、どのようなことを意味しますか？

Q 4 : 「営利を目的としない」とは、どのようなことを意味しますか？

Q 5 : 対価を徴収する活動（例えば、有償ボランティア）は特定非営利活動に当たらないのですか？

Q 6 : 特定非営利活動法人を設立するには、活動実績や資産は必要ですか？

Q 7 : N P O 法人になるためには登記が必要とされていますが、登記を行わないとどうなりますか？

Q 8 : 認証の法的性質とは何ですか？ N P O 法人は、所轄庁からいわゆる「お墨付き」を得たものではないのですか？

Q 9 : 任意団体時の財産を新法人に引き継ぐことは可能ですか？

Q 10 : 個人の住宅を事務所とすることは可能ですか？

Q 11 : 「その他の事業」であれば、どのような事業を行ってもよいのですか？

Q 12 : 設立後に社員が 1 0 人を下回ったときは、その法人は自動的に法人でなくなるのですか？

Q 13 : 社員資格の得喪に関する「不当な条件」とは、どういう場合ですか？

Q 14 : 社員として支払わなければならない会費の額は、どの水準であれば「不当な条件」に当たらないのですか？

Q 15 : 役員就任に関する親族等の制限はどうなっていますか？

Q 16 : 外国人，公務員，未成年者等は理事になることができますか？

- Q 17：役員について、「理事」を「評議員」と称することができますか？
- Q 18：役員として、特別顧問・顧問を定めることはできますか？
- Q 19：役員任期を総会まで伸長するのは何故ですか？
- Q 20：N P O 法人の情報公開については、どのような制度となっていますか？
- Q 21：N P O 法人に対する所轄庁の監督はどのような場合に行うのですか？
- Q 22：N P O 法人の認証が取り消されるのはどのような場合ですか？
- Q 23：負債が発生し、解散を余儀なくされるとき、理事、監事それぞれの個人責任の範囲についてはどう考えればよいのですか？
- Q 24：代表権のない理事が法人の名において行った行為について、法人は責任を負わなければなりませんか？
- Q 25：役員の選任・解任はどのような方法で行うべきですか？
- Q 26：理事が事務局の職員を兼務し、職員として労働の対価を受け取った場合に、その対価は役員報酬と見なされますか？
- Q 27：法人の事務について、すべて理事会で決定することができますか？
- Q 28：定款には将来的に行う予定の事業についても記載できますか？
- Q 29：掲示板のみで公告することは認められないのですか？
- Q 30：残余財産の帰属先を定めるに際しては、相手先の同意が必要ですか？

Q 1 : N P O とボランティアの違いは何ですか？

どちらも営利を目的としない自発的な活動ですが、ボランティアは「人」に注目した言葉であって、N P O は「団体」に注目した言葉です。

また、ボランティアが活動に参加する側であるのに対して、N P O はボランティアの参加の場をつくる、参加を求める側であるという違いもあります。

Q 2 : N P O と N G O の違いは何ですか？

N P O は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

「N P O 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人を指すと解されますが、単に「N P O」という場合、法人格の有無は関係ありません。

他方、N G O は、国連の場で使われはじめた言葉であり、会議への参加などを通じて国連諸機関と協力関係にある政府以外の組織のことを政府代表と区別して呼称されたものであり、営利を目的としない民間団体の中でも、開発、人権、環境など地球規模の問題に取り組む団体であり、特にN P O 法人との包含関係はありません。

もちろん、特定非営利活動促進法の要件さえ満たせば、いわゆるN G O であっても法人格が付与されます。また、どの法人制度を活用するかについては、団体の自主性に委ねられています。

Q 3 : 「不特定かつ多数のものの利益」とは、どのようなことを意味しますか？

この法律でいう「不特定かつ多数のものの利益」とは、社会全般の利益を意味するもので、「公益」と同義語であると解されており受益者が特定されてはならないことを意味します。したがって、同窓会や会員のみを対象とする相互扶助的な活動など、構成員相互の利益（共益）を主たる目的とする活動は、特定非営利活動の要件には該当しないこととなります。ただし、会員制の団体の場合については、会員となるための条件や会費の額などから「誰でも会員になれる」というものであり、一般の人が受益者となる上で実質上障害とならない程度であれば差し支えないと考えられます。

Q 4 : 「営利を目的としない」とは、どのようなことを意味しますか？

「営利を目的としない」とは、剰余利益を構成員（社員）に分配しな

いことを意味します。物品の販売などの対価を得る事業であってもその事業からの収益を本来の目的である特定非営利活動に係る事業に充当し、団体内で分配しないのであれば、その事業の実施は禁止されません。

Q 5 : 対価を徴収する活動（例えば、有償ボランティア）は特定非営利活動に当たらないのですか？

特定非営利活動の定義（法第2条第1項）には、対価を徴収してはならないとする規定はありませんので、対価を徴収したことのみをもって、特定非営利活動に当たらないとはいえません。

いわゆる有償ボランティアは、多くの場合、受益者の精神的な負担の軽減や事業の継続性等の点から受益者に実費等を負担してもらっているものですので、特定非営利活動に該当する可能性は十分あると考えられます。

しかし、特定非営利活動は、あくまで「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与」することが目的（法第2条第1項）ですので、その対価があまりに高い場合には、特定非営利活動とはみなされない場合もあり得るでしょう。

Q 6 : 特定非営利活動法人を設立するには、活動実績や資産は必要ですか？

活動実績や資産の額についての要件はなく、資産がなくても設立することは可能です。

したがって、新たに事業を行おうとして設立する団体でも、特定非営利活動促進法で定める要件を満たし、認証を受ければ法人格を取得することができます。

Q 7 : N P O 法人になるためには登記が必要とされていますが、登記を行わないとどうなりますか？

所轄庁に申請して認証を受けただけではN P O 法人にはなれません。認証された後、法令に基づいて登記をすることによってはじめてN P O 法人として成立します。登記は、法人の成立要件であり、第三者に対抗するための要件です。

また、法人格を取得した後も、定款変更や理事の交代によって、登記内容を変更しなければならない場合があります。

Q 8 : 認証の法的性質とは何ですか？ N P O 法人は、所轄庁からいわゆる「お墨付き」を得たものではないのですか？

「認証」とは、ある行為が法令に適合しているのかどうかということ審査し確認をしてその判断を表示する行為として一般的に使用されているものです。

N P O 法では、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、法第12条に規定する設立要件に適合すると認めるときは、認証しなければならないとされています。また、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

したがって、認証されたからといって、所轄庁がその団体の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。公開された情報などをもとにして、団体がどの程度信用できるかを市民一人ひとりが判断することが求められています。

Q 9 : 任意団体時の財産を新法人に引き継ぐことは可能ですか？

任意団体の残余財産を、その団体の構成員の総意によって新しく設立する特定非営利活動法人に寄附することは可能です。この場合、新しく設立される法人は、従来の任意団体とは法律上は別個の組織であり、任意団体時の残余財産はあくまでも「寄附」の形で移転されることとなります。

Q 10 : 個人の住宅を事務所とすることは可能ですか？

個人の住宅であっても、「事業活動の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権、少なくともある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる」場所であれば、事務所とすることは可能です。ボランティア団体等の場合は、専用の事務所を確保することが難しく、役員の自宅を事務所とする例も多いと考えられます。

Q 11 : 「その他の事業」であれば、どのような事業を行ってもよいのですか？

「その他の事業」は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲内で行えます（法第5条第1項）。しかし、法人が社会的信用を損なうような事業や、将来、法人に対して損害を与える危険が高いような事業は、本来の目的である特定非営利活動に支障が生じると考えられますので適当とはいえません。

また、「その他の事業」により収益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。これは、特定非営利活動を主たる目的として行う法人である以上、収益は当然にして特定非営利活動を支えるために用いなければならないと考えられているからです。

Q 12：設立後に社員が10人を下回ったときは、その法人は自動的に法人でなくなるのですか？

いったん法人として設立されれば、設立後に社員が10人を下回ったことのみをもって、特定非営利活動法人が自動的にその法人格を失うことはありません。しかし、「10人以上の社員を有すること」という要件（法第12条第1項第4号）は、法人設立時のみならず、設立後も維持することが必要ですので、この要件を満たさない団体は早急に社員が10人以上となるように補充しなくてはなりません。社員が10人に満たない法人に対しては、所轄庁は改善命令（法第42条）を発し、さらには、設立の認証を取り消す（法第43条）ことも可能です。なお、社員が一人もいなくなった場合は法第31条第1項に列挙された解散事由の一つである「社員の欠亡」に該当しますので、特定非営利活動法人は自動的に解散することになります。

Q 13：社員資格の得喪に関する「不当な条件」とは、どういう場合ですか？

特定非営利活動法人は、「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」（法第2条第2項第1号イ）とされています。この要件は、特定非営利活動法人が、「市民が行う」（法第1条）特定非営利活動を主たる目的とする団体であるので、その構成員についても閉鎖的でなく、一般の人が誰でも入れるようにすることが基本であることを示しています。

したがって、特定非営利活動法人は、原則として、誰でも社員すなわち正規のメンバーになれなくてはなりません。ただし、特定非営利活動法人の活動から見て、どうしてもメンバーを一定の条件で限定せざるを得ないという「正当な理由」があれば、そのような制限のすべてが禁じられるものではありません。

Q 14：社員として支払わなければならない会費の額は、どの水準であれば「不当な条件」に当たらないのですか？

社員として要求される会費が、低廉であり、一般の人が容易に支払え

る水準のものであれば不当な条件ではありません。しかし、具体的な事例の判断に際しては、本法の対象となる団体は多様なものが考えられるので、所轄庁がその基準を一律にいくらと定めることは難しいでしょう。

Q 15：役員就任に関する親族等の制限はどうなっていますか？

特定非営利活動促進法には、法人が私物化されることを防ぐために、役員に親族が含まれることを制限する規定があります(法第21条)。

具体的には、役員総数(理事及び監事の合計数)が6人以上の場合は、本人以外に、配偶者若しくは3親等以内の親族が、1人までは役員になることができる、つまり、本人と合わせると2人までは役員になれます。しかし、役員総数が5人以下の場合は、本人以外には、配偶者若しくは3親等以内の親族は1人も役員になれません。

これらの規定に違反する状態になった場合は、その役員を辞任させるなど早急に是正措置を講じる必要がありますが、違反状態となったことをもって直ちにその者が役員でなくなるわけではありません。

なお、3親等以内の親族とは、次のとおりです。その際、配偶者の親族も、本人の親族と同様に扱われます。

- 1 親等…父母、子
- 2 親等…祖父母、孫、兄弟姉妹
- 3 親等…曾祖父母、曾孫、おじ・おば、おい・めい

Q 16：外国人、公務員、未成年者等は理事になることができますか？

これらの者は、いずれも理事になることは可能です。しかし、いずれの者についても、役員の欠格事由に該当してはなりませんし、「住所又は居所を証する書面」等(住民票等)を提出しなくてはなりませんので、これらの要件を満たすことが前提となります。

また、公務員については、公務員として職務に専念する義務(国家公務員法第101条、地方公務員法第35条)があり、この義務に反するような責任を担うことはできませんので、理事に就任する場合は、あらかじめ勤務先に確認した方がよいでしょう。さらに未成年者も、理事になることは可能ですが、未成年者が法律行為をする場合には法定代理人の同意を得る必要があります。

Q 17：役員について、「理事」を「評議員」と称することができますか？

法律上の理事を対内的にどのような名称で呼んでも差し支えありません。

んが、その場合は、法律上の理事との関係を定款上明らかに記載しておく必要があります。なお、いかなる名称を定款で定めても、登記の際は「理事」としてしか登記できません。

Q18：役員として、特別顧問・顧問を定めることはできますか？

特定非営利活動法人の役員は、理事と監事の2種のみです。しかし、法律上の役員としてではなく、法人の任意の機関として、総会や理事・監事等の権限を侵さない限り顧問などの名称の機関を置くことは禁止されていません。

また、組織の内部で、理事を評議員等の他の名称で呼ぶことについても、特段の制限はありません。

Q19：役員任期を総会まで伸長するのは何故ですか。

NPO法第24条の規定に基づき、2年以内であれば、定款で定めることにより法人は役員任期を自由に決定することができます。

ただし、役員任期の終了時期と社員総会の開催時期とが一致すれば問題ないのですが、役員が存在しない時期が生じる場合、法人の活動に支障が生じるおそれがあります。より円滑に法人運営を行うようにするため、総会で役員を選出することを定款で定めている法人の役員に関しては、任期の末日後最初の総会が終結するまで任期を伸長することを定款で定めることを認めたものです。

なお、社員の通常総会は、民法の準用規定である第30条により、少なくとも毎年1回開催しなければならないのは言うまでもありません。

(参考)

例えば、平成19年6月20日の定例総会で、ある者が理事に選任された場合において、2年後の定例総会が6月30日に開催されることもあり得ます。この場合、その役員任期を6月20日をもって満了させずに、総会終了の時まで、定款でもって暫定的に伸長することが認められています。

なお、社員総会以外の方法により役員を選任している法人については、役員任期を伸長することはできません。

Q 20 : N P O 法人の情報公開については、どのような制度となっていますか。

N P O 法では、N P O 法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきという考えがとられており、ほかの法人制度には例をみないような情報公開制度が整備されています。

- 1 . 認証申請時における所轄庁での公告・縦覧制度（第 10 条）
- 2 . 利害関係人に対する N P O 法人事務所における事業報告書等の閲覧制度（第 28 条）
- 3 . 一般人に対する所轄庁での事業報告書等の閲覧制度（第 29 条）

の 3 つが規定されています。

Q 21 : N P O 法人に対する所轄庁の監督はどのような場合に行うのですか。

N P O 法においては、N P O 法人に対する監督においても行政の関与を極力抑制し、情報公開を通じて広く市民の監督下におき、市民による緩やかな監視、あるいはこれに基づく N P O 法人の自浄作用による是正を期待しています。

しかし、必ずしもこのような措置だけでは解決できない事態も予想されることから、最後の是正手段として、必要最小限度の所轄庁による以下の 3 つの監督規定が設けられています。

- 1 . 法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときに行う報告徴収及び立入検査（第 41 条）
- 2 . 法人が法第 12 条第 1 項に規定する認証基準をみたさなくなったり法令等に違反したとき、又は法人運営が著しく適正を欠くと認めるときに行う改善命令（第 42 条）
- 3 . 改善命令に違反した場合であって、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができない場合や、3 年以上にわたって事業報告書等を提出しない場合、また、法令違反の場合であって改善命令をかけていては事態の收拾が間に合わないときに行う認証の取消し（第 43 条）

ただし、できるだけ所轄庁の介入を防ぐという法の基本的精神にかんがみ、従前の他の法人格付与法と比較しても、所轄庁の公権的な手段の行使に関しては、かなり抑制的な工夫が凝らされています。

Q 22 : N P O 法人の認証が取り消されるのはどのような場合ですか。

所轄庁が N P O 法人の設立の認証を取り消すことは、N P O 法人の法人格を剥奪し、解散させることとなるものです。このため、以下の場合に限定されており、慎重な手続きが求められています。

1. 改善命令に違反した場合であって、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができない場合
 2. 3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わない場合
- なお、極めて例外的な場合ですが、法令違反の場合であって、改善命令をかけていては事態の収拾等が間に合わない場合限り、改善命令を経ることなく設立認証を取り消すことができるとされています

Q 23 : 負債が発生し、解散を余儀なくされる時、理事、監事それぞれの個人責任の範囲についてはどう考えればよいのですか？

理事は、法律上は特定非営利活動法人から一種の委任を受けて業務を執行する機関であると考えられます。このため、理事は「善良な管理者としての事務を処理する義務」がありますし、また、特定非営利活動法人の利益のためにのみ活動することも求められます。

したがって、理事が、これらの義務に反して法人に損害が生じた場合は、理事は法人に対してその損害を賠償する義務があります。また、法人が目的の範囲にない行為を行い他人に損害を与えた場合は、その事項に賛成した社員と理事及びその行為を行った理事は、連帯して賠償する責任があります(法第8条において準用する民法第44条第2項)。

さらに、理事が特定非営利活動法人の債務超過を知りながら破産の申立てをしなかったために法人の債権者に損害を与えた場合は、その理事は、債権者に対して損害賠償の責任を負うこととなります。

このように、理事には、その行為について大きな個人的責任を負うこととなりますので、理事を引き受ける人はそのことを十分承知しておくことが必要です。また、監事は、理事の業務執行の状況を監査することなどを行う機関ですので、その責務を怠り法人に損害が生じれば、監事も法人にその損害を賠償する責任が生じることとなります。

Q 24 : 代表権のない理事が法人の名において行った行為について、法人は責任を負わなければなりませんか？

すべての理事は、それぞれ法人を代表する権限を有しており、その権

限を定款で制限しても、その制限は、代表権の制限を知らなかった第三者には対抗できません(法第30条において準用する民法第54条)。したがって、ある理事の権限を定款で制限し、理事がその制限に反した行為をした場合でも、法人は原則として、その責任を負うことが必要です。

Q 25：役員を選任・解任はどのような方法で行うべきですか？

理事は、法人の業務を執行し、対外的にはその法人を代表します。また、監事は、理事の業務執行を監督する役割を担っています。このように、理事及び監事は、社員に対する重要な役割を担い、その法人の活動の成果も、役員活躍に依存しているといってもよいと考えられます。したがって、役員選任は、社員の総意に基づいて行われることが望ましく、基本的には総会で選任される、あるいは総会でその者を理事にすることを承認を得るべきであると考えられます。

Q 26：理事が事務局の職員を兼務し、職員として労働の対価を受け取った場合に、その対価は役員報酬と見なされますか。

特定非営利活動促進法においては、特定非営利活動法人の役員のうち報酬を受ける者の数を、役員総数の3分の1以下に制限していますが、ここで問題としている報酬は、あくまでも役員としての報酬ですので、職員に労働の対価として支給した給料は、役員報酬には当たらないと考えられます。

Q 27：法人の事務について、すべて理事会で決定することができますか？

特定非営利活動法人の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除くほか、すべてについて総会の決議によって行うこととされています。したがって、理事会等に委任していない事項については、すべて総会の議決事項となります。

なお、定款の変更、解散及び合併については法律上、総会で議決することが規定されており、理事会等に委任することは認められません。

Q 28：定款には将来的に行う予定の事業についても記載できますか？

法人は、法令の規定に従って定款により定まった目的の範囲内において権利を有し、義務を負うとされています(法第8条において準用する民法第43条)。このように、定款の目的は、対外的に事業内容を示すという重要な意味を持っていますので、いつ実施するのかははっきりしないよう

な事業を定款に記載することは適当ではないでしょう。しかし、その事業の実施が予定されている場合は、法人設立直後には実施しない場合でも、定款に記載しておくことも差し支えないと考えられます。

Q 29：掲示板のみで公告することは認められないのですか？

公告は、法人の一定の行為によって第三者の利益を侵害する恐れがある場合に、法人が承知していない第三者に対してもそのような行為が行われることを知らせ、その者の権利を保護するために行われるものです。したがって、公告の方法は、広く一般の人が知り得るものであることが必要なので、法人の事業規模や活動範囲にもよりますが、一般には、掲示場に掲示するだけでは十分とはいえず、新聞や官報等にも掲載することが必要でしょう。

Q 30：残余財産の帰属先を定めるに際しては、相手先の同意が必要ですか？

定款に残余財産の帰属先を定めるに当たっては、相手方の同意は必要ありません。また、ある特定非営利活動法人の定款に残余財産の帰属先と定められたからといって、その者に残余財産を引き取る義務はありませんので、引き取りを希望しなければその時点で帰属を拒否することは可能です。